

生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめの概要

(平成21年3月23日)

はじめに

協議の位置づけ

地方分権改革推進委員会第1次勧告を受けて決定された地方分権改革推進要綱(第1次)に沿い、国(厚生労働省)と地方(全国知事会及び全国市長会)とが協議を行い、生活保護制度の制度改革の方向性を得ることを目的として開催。

検討の内容

生活保護制度の創設後50年以上の間に生じた社会状況の変化に対応できるよう、
1)自立支援の在り方、2)医療扶助の在り方、3)漏給・濫給防止対策の在り方等について、運用面の見直しを中心に検討。

また、近時の深刻な経済・雇用情勢を踏まえ、生活保護制度以外の労働・社会保障施策との関係も視野に入れ、検討。

とりまとめの方針

①速やかに対応する必要がある事項、②実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項、③審議会、委員会などにおいて中長期的な検討が必要な事項に整理。

1. 自立支援について

① 速やかに対応する必要がある事項

- 国が自立支援プログラムの具体的内容や実施手順を示すなど、自立支援の取組を支援。
- 生活保護受給者が利用しにくい状況にある就労支援策が適切に提供されるよう、国と地方が連携してその活用を促進。
- 就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組について検討。
- 生活福祉資金貸付制度を更に活用しやすい制度とするよう検討。
- リバースモーゲージ制度の利用を促進するため、事務の簡素化など制度の運用改善について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- 勤労控除の見直しなど就労意欲を喚起し、自立後の安定した生活を確保するための方策について、中長期的に検討。
- 生活保護の受給に至っていない低所得者層への自立支援の制度化について、中長期的に検討。

2. 医療扶助について

① 速やかに対応する必要がある事項

- 医療扶助の適正実施のための、長期入院患者の退院促進、頻回受診者への適正受診指導、レセプト点検等の取組を継続。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 長期入院患者の退院促進支援について、ケースワーカーと主治医の情報共有、相談員の配置など具体的な強化策について検討。
- 生活保護法の指定医療機関の指定、変更等の手続の簡素化について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- 医療費通知や窓口負担の導入等モラルハザード防止策について、中長期的に検討。
- 生活保護受給者への医療保険の適用については、地方自治体から強い反対意見がある等のため、中長期的な視点で慎重な検討を要する。

3. 漏給・濫給防止対策について

① 速やかに対応する必要がある事項

- 相談者への細やかな対応、相談内容のチェック体制の確保、辞退届への適切な対応、現在地における必要な支援等の適正実施。
- 警察と連携した暴力団員対策の強化。

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 資産調査等のより効果的・効率的な実施について検討。

③ 中長期的な検討が必要な事項

- 交通事故で医療扶助を適用した場合の第三者求償の適用について、中長期的に検討。

4. その他事務の簡素化等について

② 実務的な意見交換を行い、成案を目指す事項

- 福祉事務所における電算システムによる効率的な事務の推進、有用な各種様式、帳票類等の共有化など事務の簡素化等の方法について検討。
- 福祉事務所の体制について、現業職、専門職などの福祉事務所の職員、関係機関等の機能・役割分担やそれを踏まえた適正な実施体制について検討。
- 地方自治体における現業員等の研修を支援するため、国が標準的な研修内容を示すなど人材育成の方法について検討。